

卵子・胚の凍結に関する石渡産婦人科病院の規定（2024年3月現在）

この規定は石渡産婦人科病院（以下当院）独自のものです。当院で卵子・胚の凍結保存を実施される方には必ず守っていただきます。ただし、日本産婦人科学会および厚生労働省の指示に従い、予告なしに変更される場合があります。

凍結保存期間

保険診療の場合

- ・ 卵子・胚の凍結保存期間は、凍結日から1年間です。

自費診療の場合

- ・ 卵子・胚の凍結保存期間は、凍結日から1年間です。
- ・ 他院より卵子・胚を移管した場合は、お預かり日より1年間です。

凍結保存期間満了後

- ・ 当院からの保存期間満了等の連絡の義務はないものとします。
- ・ 延長の場合：45歳まで凍結保存の延長を受け付けます。

保存期間満了の同月中に、当院のホームページから凍結延長依頼書をダウンロード・印刷して、署名捺印の上、料金を添えてご自身で手続きを行っていただきます。延長期間は1年間とし、毎年更新していただきます。

日曜祝日を除く月・火・水・金曜日は午前10時から午後5時までに、木・土曜日は午前10時から午前11時30分までに凍結延長依頼書と延長料金をご持参ください。

凍結保存の延長に来院時、診察が必要な場合もあります。確認作業の為、お時間を頂く場合もございます。予めご了承ください。

凍結延長依頼書と延長料金を別々にお受けすることは出来ません。

どちらかが不足している場合、手続きは未完了として延長依頼を放棄したものとみなします。
- ・ 廃棄の場合：保存期間中いつでも受け付けます。

当院のホームページから廃棄依頼書をダウンロード・印刷して、署名捺印の上、ご提出ください。

来院が難しい場合には、廃棄依頼書を郵送してください。

〒310-0041 水戸市上水戸 1-4-21 石渡産婦人科病院 研究室 宛
「廃棄依頼書在中」と封筒に記載してください。
- ・ 保存期間内に本人より当院に連絡がない場合、延長の意思がなく凍結卵子・胚の所有権を放棄したものとみなし、凍結卵子・胚の処分権は当院に帰属し廃棄処分します。

期間内に延長手続きが完了せず、すでに凍結卵子・胚が廃棄済みであった場合の異議申し立ては一切受け付けません。

また、期間を過ぎてから「まだ廃棄されずに残っているか」などのお問い合わせにはお答え出来ません。

費用について

保険診療の場合

- ・ 更新は1年毎 3500点（3割負担：10,500円）です。
- ・ 延長は2回まで、凍結した日から3年間となります。
- ・ 妊娠中や授乳中などで移植の計画が立っていない場合や、保険の年齢制限（42歳まで）・回数制限（39歳未満6回・40歳以上3回）・延長可能期間を超える場合等は保険適応外（自費）となります。

自費診療の場合

- ・ 更新は1年毎 事務手数料5,500円と保存料1年間1個13,200円です。
- ・ 複数周期分の凍結卵子・胚がある場合、凍結日ごとに保存期間が変わります。延長料金も採卵周期ごとにそれぞれ保存している胚の個数分かかります。
- ・ 凍結保存期間中に当院で定める保存料金の増減や保存期間の変更があった場合、保存期間の更新手続時より、改定された最新の保存費用や保存期間が適用されます。
- ・ 凍結保存期間内に融解または廃棄した場合、凍結保存料金および延長料金を返金することは出来ません。

免責

- ・ 天災、災害、疫病、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当院の責任に帰することが出来ない事由で凍結卵子・胚が損傷もしくは紛失する可能性があります。これにより卵子、胚が損傷または紛失した場合、患者の意思に関わらず廃棄となります。
- ・ 不可抗力による卵子、胚の損傷、紛失について、当院はその責を一切負わないものとします。その場合、凍結までにかかった治療費、凍結料金、延長料金等の返金は致しません。
- ・ 凍結保存は凍結してある卵子・胚の生存性および品質を保証するものではありません。生存性および品質は、凍結時の卵子・胚の品質と凍結当時の一般的な医療技術水準によって異なります。

注意事項

- ・ 連絡先（住所および電話番号）が変更になる場合は、速やかに当院へご連絡ください。連絡が取れなくなった場合は、所有権を放棄したものとみなし、処分権は当院に帰属するものとします。
- ・ 離婚または死別した場合は、速やかにご連絡ください。日本産科婦人科学会の会告「胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻継続期間のみにする」に従い、凍結胚は廃棄します。
- ・ 母体の生殖年齢を超えた場合は、日本産科婦人科学会の会告「卵子・胚の凍結保存期間は、卵子を採取した女性の生殖年齢を超えないこととする」に従い、卵子・胚は廃棄します。当院では母体の生殖年齢は45歳まで（46歳の誕生日前日まで）としております。
- ・ 疾患などにより子宮を失った場合または妊娠・出産時に母体に重大な影響が予想される場合など、胚の移植が出来ないと医師が判断した場合は凍結胚を廃棄します。
- ・ 配偶者が行方不明の場合は、夫婦間の意思の確認が出来ないため、凍結の延長と胚移植を行うことは出来ません。
- ・ 転院する場合は、凍結卵子・胚を希望する施設へ移送することが可能です。当院のホームページから輸送に関する同意書をダウンロード・印刷して、署名捺印の上、提出していただきます。受入先の決定、手続き、移送等はご夫婦の責任の元、ご夫婦に行っていた

だきます。

- 凍結卵子・胚の売買はできません。
- 胚の凍結保存および融解・移植の結果は、日本産科婦人科学会への報告が義務付けられています。学会への報告、成績発表の際には、特定の個人に不利益が生じないように、個人情報の保護に努めます。
- 当院で高度生殖補助医療を用いて妊娠し、他院で出産をされた場合は、出産状況及び新生児の状態を当院へご連絡ください。ご協力をお願いいたします。